

一般社団法人クリエイティブ・アーツセラピー学会

CAT 研究のための倫理ガイドライン

【基本方針】

1. 本ガイドラインは、本会倫理綱領の倫理規約第8条〔研究〕について、実践に即して補足するものである。
2. クリエイティブ・アーツセラピー（以下 CAT）の実践について研究し、それを公表する本会員は、研究対象者（以下対象者）や研究にかかわる人たちの基本的人権を尊重するという社会的責任と義務を有する自覚が求められる。
3. 本ガイドラインは、CAT 研究やその公表において、個人が特定される可能性が含まれるデータを用いる際に、対象者の基本的人権を保護する観点から、倫理的配慮を適切に行うための具体的な道筋を示すものである。
4. 本会員は、本会主催の学術大会、研修会およびその他の活動における CAT 研究の公表に際し、本ガイドラインを採用することが求められる。
5. 本ガイドラインは、文部科学省、厚生労働省、経済産業省による「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和3年3月23日〈令和4年3月10日一部改正〉）に基づいている。

【倫理的配慮を行うための具体的なガイドライン】

I. 基本原則

1. 研究を目的に CAT 実践を行う場合には、研究計画書を作成し、それを対象者に提示して十分な説明をしたうえで研究への参加の同意を得る。
2. 研究計画書には、研究の目的・意義・プライバシー保護およびデータ破棄の方法と共に、研究によって対象者が受ける利益と不利益について明示し、研究参加への自由意思を保障する。また、研究への参加を拒否した場合でも対象者は不利益をこうむらないこと、研究への参加を同意した後でも断る権利があることを保障する。
3. 研究の実施や公表に際しては、研究者の所属機関や研究を実施する機関で倫理審査を受ける必要がある。
4. 研究を実施する者は、研究と職務の明確な区別を行う。
5. 職務を通じて得た情報を研究データとして運用する場合には、対象者の同意と施設からの許諾を得る。
6. 研究データは厳重に管理し、機密保持に努める。
7. 「研究計画書」「同意」「倫理審査」については別に定める項目を参照のこと。

II. 研究計画書

1. 研究計画書には少なくとも下記の項目が含まれ、その内容について、専門外の第三者

にも理解しやすい様式で書かれていることが望ましい。

- ① 研究責任者および申請者の氏名・所属・職名・連絡先などの基本情報
 - ② 研究課題・目的
 - ③ 研究方法（具体的な手段、データ収集の方法、期間、スケジュールなど）
 - ④ 研究対象者（選択基準、研究参加者、協力者など）
 - ⑤ 研究を実施する施設とその役割・研究者との関係性
 - ⑥ 研究を実施する施設から当該研究への許諾
 - ⑦ 研究における倫理的配慮、個人情報保護、および研究参加者（協力者）の同意
 - ⑧ 対象者が研究への質問や拒否を示す場合の窓口
 - ⑨ 研究に関わる参加者の安全性への配慮
 - ⑩ 研究に関わる資料の取り扱いについて
2. 研究の種類や公表の仕方に応じて、上記に加えてより詳細な計画が必要となることもあればそうでない場合もあるだろう。状況に応じた適切な計画書を作成すべく、研究者各人が創意工夫することが求められる。

Ⅲ. 研究内容の説明と参加への同意について

1. 研究を実施する際には、研究対象者に対し、当該研究について対象者が理解しやすい方法で十分な説明をしたうえで参加への同意を得よう最大限の努力をすることが求められる。研究対象者が何らかの理由により直接意思表示をすることが難しい場合は、その旨を研究計画書の中で明示し、代理となる協力者の意向を確認したうえで同意取得の手続きとする必要がある。
2. 基本的には、研究者の所属先の倫理規定に添って説明と同意の確認が行われることとなるが、本会では、次のような項目について参加者に十分な説明を行い、承諾を得ることを推奨する。なお、研究のおかれている状況や結果の公表の仕方によって対象者への説明と同意の取り方は異なるため、以下の項目を参考にし、各研究者が対象者に寄り添うべく臨機応変に対応することが望まれる。
 - ① 研究内容（趣旨・意義・目的・公表・参加へのメリットおよびデメリットなど）についての説明が口頭および書面でなされている。
 - ② 研究への参加は対象者の自由意思に基づくことを保障する。
 - ③ 研究対象者は研究への参加を拒否できること、また途中で辞退できること、いずれの場合も対象者に不利益が生じないことを保障する。
 - ④ 研究参加への報酬があれば事前に説明しておく。
 - ⑤ 研究実施に際し、内容が撮影（静止画、録画）または録音されることがあれば、その旨を説明する。
 - ⑥ 収集したビデオや音声などのデータの、研究期間中および研究終了後の保管や取り扱いおよび破棄起源やその方法について説明する。

- ⑦ 途中で参加をやめた場合、その対象者のデータは破棄され研究には用いられない。
- ⑧ 研究結果の公表に際しては、研究対象者が特定されないように匿名化される。
- ⑨ 研究内容をまとめる段階で対象者のプライバシーは守秘されるが、その過程で明らかになること（語りや表現の内容など）は含まれる。
- ⑩ 研究者は研究結果をまとめる過程で生じた疑問に対し追加質問を行う可能性がある。
- ⑪ 研究対象者は研究結果の取りまとめの前に内容を確認し、訂正を求めることができる。
- ⑫ 同意書には研究対象者（あるいは協力者）の署名と日付が記され、対象者もコピーを保管できる。

IV. 倫理審査

1. 研究を実施する所属機関より倫理審査を受ける。
2. 該当機関に倫理審査を実施する委員会が設置されていない場合は、なんらかの倫理的審査を受けられるようできる限り働きかけることが望まれる。例えば CAT の専門家、スーパーバイザー、関連領域の専門家にコンサルテーションや査読を依頼するなどである。
3. 本会主催の年次学術大会、研修会、その他の活動においては、原則として前述 1. 2. の項目を満たしていることを前提に、追加で担当委員会と倫理委員会が協働で倫理審査を行う。
4. 倫理委員会は研究内容の性質に応じて、倫理委員会拡大メンバーより審査にあたる人選を行う。
5. 倫理審査の結果は理事会に報告し、承認を得る。

V. 研究の公表

1. プライバシー保護の観点から、個人が特定できるような名前・住所・現在の年齢・大学・会社などが特定されないようアルファベットなどの記号を使用する（A 氏・B 町・18 歳発症・男性・C 大学卒業・D 社退職など）。
2. 臨床例を基にした研究を公表する際には所属機関の承認を得ていることを明示する。また、対象者の同意を得ている場合はその旨を明示する。
3. 対象者のプライバシー保護の観点から個人が特定できる画像や映像を部分的に加工するなどの倫理的配慮を行った場合はその旨を明示する。
4. 研究者は個人情報の扱い方について可能な限り対象者の意見を反映する。
5. 対象者が実名の公表を承諾している場合は同意の文書内および発表時に明示する。
6. 臨床研究の場合は対象者との関りの始まりを示す年を X 年とし、X+1 年、X-3 年とこのようにして経過を示す。

7. 研究成果の公表は未発表のものに限る。

VI. その他

1. 研究データの捏造、改ざん、盗用は固く禁止される。
2. 不正が判明した場合には、発表は撤回され、その事実がニュースレター等で公表される。
3. 学術大会における発表に関しては、全ての発表者の利益相反(COI)申告を義務付ける。
4. 本会倫理委員会、倫理委員会拡大メンバー、理事会だけでは判断が困難とみなされる事案については、該当領域の専門家を招聘して検討にあたる。

2024年3月11日施行